

# 武蔵松山カントリークラブ The Best Friend Club 規約

## 第1条 (名 称)

本会は武蔵松山カントリークラブ The Best Friend Club (以下 B.F.Club という。) と称する。  
略称は、“B.F.Club”、“ベストフレンド” とする。

## 第2条 (目 的)

本会は武蔵松山カントリークラブ(以下クラブという)の施設を利用して、ゴルフプレーを行ない  
会員相互の親睦を図ることを目的とする。

## 第3条 (事務所)

事務所はクラブ内に置き、登録事務および会員管理を行なう。

## 第4条 (ゴルフ場施設の利用)

・ B.F.Club 会員は平日 (月曜日から金曜日まで) の営業時間中にゴルフ場施設を利用することが  
できる。ただし 祝日・休日およびクラブが定める日を除く。

・ B.F.Club 会員は特別料金でプレーすることができる。

オフシーズン (1/8~3/31、7/1~9/30) プレーフィ 7, 0 0 0 円 (セルフプレー)

9, 9 0 0 円 (キャディ付)

オンシーズン (4/1~6/30、10/1~12/28) プレーフィ 7, 9 0 0 円 (セルフプレー)

1 0, 8 0 0 円 (キャディ付)

(いずれも 4B1R、消費税、利用税、飲食代別)

・プレーは予約を必要とする。

・ B.F.Club 会員はクラブが主催する競技には参加できないものとする。

## 第5条 (資 格)

・日本国籍を有すること。

・クラブ会員の紹介を必要とする。

・ B.F.Club 会員は登録制とし、会員資格の有効期間は1月から12月までとする。

・暴力団員およびその関係者は登録できない。

・クラブ利用約款を遵守しゴルフ規則に則りプレーすること。

・登録者本人のみ有効とし、貸与・譲渡・相続はできない。

・会員資格有効期間が満了したときおよび退会・除名・死亡したとき会員の資格を失う。

## 第6条 (除 名)

・クラブの名誉を毀損し、または秩序を乱したとき。

・本規約に違反したとき。

・会員証を本人以外が使用したとき。

・その他事務局において処分が適当と判断する行為があったとき。(遅延プレー等含む)

上記各号に該当する場合 B.F.Club 会員の資格を失う。

## 第7条 (登録料)

3 0, 0 0 0 円 (税別)

## 第8条 (返 金)

払い込まれた登録料はいかなる場合も返還しない。

## 第9条 (その他)

その他必要な規則は、クラブにおいて別に定めるところによる。

平成 21 年 12 月 1 日制定

平成 22 年 1 月 4 日施行

令和 2 年 1 月 1 日改定